規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月三十一日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月三十一日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五三

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同条第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同条第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同条第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検　事　長
検　事　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年３月31日

法務大臣　千葉　景子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第22条第１項中「655人」を「662人」に改める。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1

附　則

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

告　示

○総務省告示第百十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による平成二十年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

平成二十二年三月三十一日　　総務大臣　原口　一博

平成20年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

１．団体別健全化判断比率

⑴　都道府県

（単位：％）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	22.3	346.0
青森県	—	—	16.6	233.4
岩手県	—	—	14.8	312.4
宮城県	—	—	14.7	277.1
秋田県	—	—	14.2	263.9
山形県	—	—	14.8	269.6
福島県	—	—	12.7	200.6
茨城県	—	—	14.4	288.7
栃木県	—	—	12.7	165.8
群馬県	—	—	9.5	198.6
埼玉県	—	—	12.5	241.7
千葉県	—	—	11.7	218.9
東京都	—	—	5.5	63.8
神奈川県	—	—	8.9	206.9
新潟県	—	—	16.8	281.0
富山県	—	—	16.9	276.2
石川県	—	—	14.4	270.7
福井県	—	—	13.3	234.6
山梨県	—	—	12.9	247.1
長野県	—	—	15.9	221.4
岐阜県	—	—	17.6	249.8
静岡県	—	—	11.7	248.1
愛知県	—	—	10.8	227.4
三重県	—	—	12.6	190.9
滋賀県	—	—	13.5	257.6
京都府	—	—	11.3	245.2